

総社市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第16号

総社市契約規則の一部を改正する規則

総社市契約規則（平成17年総社市規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。) <u>第173条の6</u>の規定に基づき、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもののほか、契約に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(前金払)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、契約金額が1件300万円以上であって公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証契約に係る公共工事については、契約金額の10分の3以内の<u>前金払</u>をすることができる。</p> <p>3～6 略</p> <p>別表(第14条関係)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。) <u>第173条の2</u>の規定に基づき、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもののほか、契約に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(前金払)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、契約金額が1件300万円以上であって公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証契約に係る公共工事については、契約金額の10分の3以内で<u>1,000万円を限度として前金払</u>をすることができる。<u>ただし、市長が当該工事の性質上特に必要があると認めた場合は、前金払の限度額を引き上げることができる。</u></p> <p>3～6 略</p> <p>別表(第14条関係)</p>

改正後		改正前	
1 工事又は製造の請負	<u>200万円</u>	1 工事又は製造の請負	<u>130万円</u>
2 財産の買入れ	<u>150万円</u>	2 財産の買入れ	<u>80万円</u>
3 物件の借入れ	<u>80万円</u>	3 物件の借入れ	<u>40万円</u>
4 財産の売払い	<u>50万円</u>	4 財産の売払い	<u>30万円</u>
5 物件の貸付け	30万円	5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>100万円</u>	6 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>50万円</u>

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
(総社市長の権限に属する事務の一部を総社市教育委員会に委任する規則の一部改正)
- 総社市長の権限に属する事務の一部を総社市教育委員会に委任する規則(平成17年総社市規則第49号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(委任事務)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。ただし、第5号から第9号までについては、当該事務に係る条例その他議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成及び規則の制定に関するものを除く。</p> <p>(1) 教育委員会の所掌に属する事務(教育委員会に委任された事務を含む。以下同じ。)に係る歳出予算の執行に関するもの。ただし、次に掲げるものは、除く。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 財産の取得等に係る建設費及び予定価格が<u>200万円</u>を超える工事に係る経費</p> <p>(2)～(9) 略</p>	<p>(委任事務)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。ただし、第5号から第9号までについては、当該事務に係る条例その他議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成及び規則の制定に関するものを除く。</p> <p>(1) 教育委員会の所掌に属する事務(教育委員会に委任された事務を含む。以下同じ。)に係る歳出予算の執行に関するもの。ただし、次に掲げるものは、除く。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 財産の取得等に係る建設費及び予定価格が<u>130万円</u>を超える工事に係る経費</p> <p>(2)～(9) 略</p>